

[事案 26-114] 通院給付金支払請求

・平成 27 年 3 月 25 日 裁定終了

<事案の概要>

整骨院・鍼灸院は約款上の「病院または診療所」に該当しないとして、通院給付金が不支払いとなったことを不服として、その支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

胸椎黄色靭帯骨化症の治療を目的に、平成 26 年 4 月～7 月の間に、A 病院に 2 日（通院①）、B 病院に 1 日（通院②）、C 整骨院に 22 日（通院③）、D 鍼灸院に 4 日（通院④）の、合計 29 日間通院したので、医療保険にもとづき、通院給付金を請求したところ、通院①②は支払われたが、通院③④は約款上の支払事由に該当しないとして不支払いとなった。

しかし、事前の保険会社への問合せの際に、支払対象であると回答されているので、通院③④の通院給付金を支払ってほしい。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 整骨院・鍼灸院は、約款上の通院給付金の支払事由である「病院または診療所」に該当しない。
- (2) 平成 26 年 4 月上旬～6 月初旬頃に申立人から問合せを受けた事実はなく、整骨院や鍼灸院への通院が通院給付金の支払対象となるかについて、確認を受けた事実もない。

<裁定の概要>

裁定審査会では、当事者から提出された申立書、答弁書等の書面および申立人の事情聴取の内容にもとづき審理を行った。審理の結果、以下のとおり申立内容は認められないので、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 37 条 1 項にもとづき、裁定書にその理由を明記し、裁定手続を終了した。

1. 通院給付金の支払事由

約款では、通院給付金の支払事由を、被保険者の責任開始時以後に発生した事由を直接の原因とする入院の退院日翌日から、その日を含めて保険証券記載の通院期間の通院であること（支払事由①）、その通院が支払事由①の入院の直接原因となった疾病または傷害の治療を目的とした、「病院または診療所」への通院であること（支払事由②）、と規定している。

そして「通院」は、医師による治療が必要であり、かつ自宅等での治療が困難なため、別表に定める病院または診療所において、医師による治療を入院によらないでうけること、と規定している。さらに、「病院または診療所」は、医療法に定める日本国内にある病院または患者を収容する施設を有する診療所（四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関し施術を受けるため、保険会社が特に認めた柔道整復師法に定める施術所に収容された場合には、その施術所を含む）と規定している。

よって、鍼灸院への通院は通院給付金の支払対象となる「通院」に該当せず、整骨院への通院は「四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関し施術を受けるため」のものである場合に限り該当することとなる。

2. 当審査会の判断

- (1) D 鍼灸院への通院（4 日）は鍼灸院への通院であり、C 整骨院への通院（22 日）は、胸椎

黄色靭帯骨化症の後遺症のリハビリであり、「四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関し施術を受けるため」のものではないので、通院給付金の支払対象とはならない。

- (2) 申立人は、保険会社に3回（4月上旬、中旬、6月初旬）架電し、接骨院・鍼灸院の治療でも問題ないとの回答を得たと主張するが、一方、会社は、顧客電話対応票を提出し、申立人の主張するような回答はしていないと主張しており、申立人の提出する証拠書類を確認しても申立人の主張するような保険会社職員による誤回答の事実は認定できない。